

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和4年7月15日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2100605号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第2200003号

第1 結論

昭和36年*月から昭和39年3月までの請求期間及び昭和40年4月から昭和43年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和36年*月から昭和39年3月まで
② 昭和40年4月から昭和43年3月まで

私の父は、私が20歳になった時に、私の国民年金の加入手続きを行ってくれた。毎月、私か父が、私の国民年金保険料を自宅にやってくる集金人に納付しており、請求期間①及び②の記録が未納となっているのはおかしいので、請求期間①及び②の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求者の父親が昭和36年*月頃に請求者に係る国民年金の加入手続きを行い、請求者又は父親が請求期間①及び②に係る国民年金保険料を納付していたはずである旨主張しているところ、請求期間②後の昭和43年4月以降の保険料は全て納付されていることが確認できる。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿(以下「払出簿」という。)により、請求者の国民年金手帳記号番号(以下「手帳記号番号」という。)は、A市において昭和43年6月19日に払い出されていることが確認できることから、請求者の国民年金の加入手続きは、請求者の主張する昭和36年*月頃ではなく、昭和43年6月頃に行われたものと推認され、この加入手続きが行われるまで、請求者は国民年金の被保険者として管理されていないため、請求期間①及び②において、請求者又はその父親は、当該期間に係る国民年金保険料を納付できない。

また、請求者に係る国民年金被保険者台帳及びA市から提出された請求者に係る国民年金被保険者名簿において、請求期間①及び②の納付記録が未納であることが確認できる。

さらに、請求者の国民年金の加入手続きを行ってくれたとする請求者の父親は既に亡くなっており、請求期間①及び②当時の状況を聴取できないため、請求者の国民年金の加入手続きの時期及び国民年金保険料の具体的な納付状況について確認できない。

加えて、昭和 36 年*月から昭和 43 年 6 月までの期間に A 市で国民年金の加入手続を行った被保険者の氏名等が記載されている払出簿を目視により全件確認したものの、請求者の氏名は上述の手帳記号番号以外には記載されておらず、払出簿検索システム及び社会保険オンラインシステムにより請求者の氏名を検索したものの、請求者に上述の手帳記号番号以外の別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

なお、請求者に係る手帳記号番号が払い出された昭和 43 年 6 月時点において、請求期間①及び請求期間②のうち昭和 40 年 4 月から昭和 41 年 3 月までの期間に係る国民年金保険料は時効消滅により遡って納付できないが、請求期間②のうち昭和 41 年 4 月から昭和 43 年 3 月までの期間に係る保険料は時効消滅前のため遡って納付できたほか、昭和 45 年 7 月以降に 3 回実施された特例納付制度（時効消滅により納付できなかった期間に係る保険料を納付できる制度）により、請求期間①及び②に係る保険料を遡って納付できたが、A 市における遡って納付する保険料に係る取り扱いは、金融機関等で納付することとなる旨の記載が同市の広報から確認できる上、請求者は、金融機関等で保険料を納付したことはなく、自宅にやってくる集金人に保険料を納付していた旨陳述しており、同市は、平成 17 年 1 月の市町村合併前の資料がなく、国民年金協力員（集金人）が遡って納付する保険料を収納していたか否かは不明との回答をしていることから、請求者が請求期間①及び②に係る保険料を遡って納付したことはうかがえない。

また、請求者が請求期間①及び②に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間①及び②に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。